

經濟論叢

第七十一卷 第六號

- 社會政策定義考 …………… 岸 本 英 太 郎 (1)
- 勞働組合組織に關する一考察 …… 前 川 嘉 一 (8)
- 日本社會政策史の分析視角 …… 向 井 喜 典 (25)
- 「福祉國家」とイギリス勞働者階級の窮乏化
…………… 星 島 一 夫 (51)
- 失業給付額よりみた英國社會保障の一性格
人 見 嗣 郎 (69)
-

〔昭和二十八年六月〕

京都大學經濟學會

「福祉國家」ミイギリス労働者階級の窮乏化

——一九五〇年の社會調査を中心として——

星 島 一 夫

一 はしがき

——經濟再建と労働者階級の窮乏化——

第二次大戦による、生産力の大量の損失、消耗と國際收支バランスの危機は、廣大な植民地の全体制の基礎の上に立つてのみ發展し得たイギリス資本主義にとつては、まさに、經濟構造そのものの危機であつた。この危機の革命への轉化を回避すべく、資本の要請と期待に答えて登場した労働黨内閣は、經濟民主主義こそ「將來に立ち向うべき唯一の道」なりとの從來の確信にもとづき、經濟再建の方式を重要産業の國有化政策と社會福祉政策の二大支柱に求めたが、かかる支柱そのものが、實はアメリカの借款援助に大きく依存していたが故に、その本質

は外資への隷従による國家獨占資本の再編強化に外ならなかつた。

労働黨内閣五ヶ年の經濟再建の途が、終始労働者階級の一方面的な犠牲と献身のうちに強行されたことは、すでに、周知の事實に屬する。外資導入を支柱とする經濟再建は、早くも、一九四七年二月の石炭電力危機、同年八月のドル危機によつて暗礁にのりあげ、労働黨内閣をして緊急授權法案を可決し、産業および労働に對する廣汎な指導權を掌握せしめるに至つた。これは、食料・木材の輸入削減による食料配給量の引下げと住宅建築の資材の制限、購買力吸収のための増税と生活必需品（皮革・綿製品・毛織物）價格に對する補助金の廃止によつて労働者階級の生活水準を低下せ、更にかかる低生活水準の基礎の上に、労働條

件の切下げ（労働強化、労働日延長）による産業の合理化を強行し、生産費を引下げ、輸出の増進によつて國際收支バランスを改善せんとする、國家獨占資本主義の労働者階級收奪による經濟再建の具体化であつた。

翌四八年二月には追討的に「賃金物價釘付政策」が實施され、生産と利潤は戰後持續的に上昇し、戰前の水準を突破したに拘らず、實質賃金はむしろ低下し、他の労働諸條件の悪化と相俟つて、労働者階級の生活水準は増々切下げられていつた。

しかも、ここで銘記して置くべきことは、かかる資本の收奪の過程が社會保障制度の完成の過程と期を一にしているということである。周知の如く、イギリスの社會保障制度は一九四八年七月五日から社會福祉政策の一環として全面的に實施されるに至つたが、既に個々的には、一九四五年六月に「家族手当法」、一九四六年七月に「國民保險（業務災害）法」、同年八月に「國民保險法」、十一月に「國民醫療サービス法」が、最後に一九四八年五月に「國民扶助法」が労働者階級の窮乏化の發展に對應して次ぎ次ぎと施行されている。この社會保障制度が本來、資本の労働力の價値收奪の國家による一時的な抑制緩和策に過ぎず、窮乏化は更に新しい形態をもつて進行したことについては後述するであらう。

扱て、一九四九年四月には耐乏予算の議會通過を見、労働者階級の期待を裏切つて、社會福祉政策の一環である食料價格補

給金の削減が行われた結果、食料價格の高騰は一方における労働者に對する高率の所得税のすえ置きと相俟つて、いよいよ彼等の生活を壓迫した。耐乏生活に對する彼等の不満は、右翼群衆の抑制をしりぞけ、耐乏予算反對のストが全國各地にまき起り、遂に七月十一日に非常事態宣言が發せられるに至つた。これは労働黨内閣の經濟再建方式の國內的破綻を示すものであつたが、すでにイギリスは對外的にも重大な危機に直面してゐたのである。

アメリカを先頭として資本主義諸國をおそつた「靜かなる恐怖」は、この國に輸出の不振、入超の増加、金準備の流出という對外收支の危機をもたらし、遂に、アメリカの壓力に屈服して一九四九年九月十八日にポンドの切下げが斷行された。かくて輸入商品特に食料品價格の高騰と、それにとりなり國內商品の價格の騰貴は労働者階級の生活水準を一層引下げ、クリップス戴相の聲明にもかかわらず、マースハル計画により要求された財政緊縮は労働者階級に一層の耐乏生活を強制すると共に、社會保障制度の後退を余儀なくせしめた。

一九五〇年に入るや、ポンドの切下げによる一時的な輸出の増進と雇傭水準の維持も恐慌の深化を防ぐものではなく、生産の上昇と生活水準の低下はいよいよこの國の基本的矛盾を尖锐化しつつあつた。この年六月末に勃發した朝鮮戦争と世界資本主義諸國の再軍備政策は深化しつつあるこの國の恐慌を一時斷

ち切つたが、戦争によるインフレの昂進は、賃金釘付政策のもとで甚しく労働者の實質賃金を引下げ、労働者階級の不満と反抗の氣運が全國的に波及するに至つた。

以上、イギリスの經濟再建の途が、資本主義の「社會化」——「福祉國家」の美名によつて、實は、國家獨占資本を再編強化し、労働者階級の窮乏化を増々深刻化せしめていつた事實を概観したのであるが、以下、ラウントリーの一九五〇年のヨーク市における社會調査を中心として、一層具体的に「福祉國家」の下における労働者階級の狀態特に窮乏化の新しい形態を究明しよう。

註(1) 工業生産指數は一九三七年は九八、四八年一〇九、四九年一六となつてゐる(世界經濟年報一九五一年特集号による)

(2) 總利潤指數は一九四四年を一〇〇として四五年、一〇〇四六年、一六、四七年、一四五、四八年は一五七である(世界經濟研究所編「世界恐慌の展望」八九頁)

(3) 四月、ロンドン港灣スト、五月中旬鐵道労働者スト、六月中旬國鐵及ロンドン地下鐵道従業員スト等々(全右書九〇頁)

(4) 九月の大會で賃金釘付反對の動議が二万二〇〇〇票の差で可決、ついで一〇月の労働減大會において執行部案が否決され、低賃金労働者の賃金引上げ、物價引下げ、利潤の統制と引下を要求する決議案が表決をまつまでもなく壓倒的賛成發言によつて可決された。(世界經濟年報一九五

一年特集号八三頁)

二 一九五〇年のヨーク市の

社會調査よりみた労働者階級の狀態

周知の如く、ラウントリーが一八九九年にヨーク市の第一回の社會調査を行つた際、彼は科學的に構成された貧困線を決定して、浪費からではなく収入の不足による貧困者數の正確な計算を行い、彼の相當に苛酷な貧困線の標準によつてさえもヨーク市の労働者人口の四〇%以上が貧困線以下であることを指摘したが、更に一九三六年、新しく決定された貧困線を以て第二回のヨーク市の社會調査を行い、貧困者數は殆んど減少してない事實を明かにして労働者階級の絶對的窮乏化の深化を浮彫にしてみせてくれたのであるが、こゝに三度、一九五〇年、レイバーの援助を得て同市の社會調査を實施し、その結果を「貧困と福祉國家」という一冊の本にまとめ、翌年公刊した。今回の調査は、前二回の調査が全労働者階級の各家庭の個別訪問にもとづいてゐるに對し、九軒に一軒の標本を基礎とした任意抽出方式によつてゐる。尚一般に労働者の収入の点からいえば、ヨーク市が大英國の都市の間では中位に置かれてゐることは前回の調査のときと異つていない。

(1) 貧困線(最低生活費)の決定

貧困線の決定という最も重要な問題に直に入らう。タウン

トリーは貧困線を正確に算出するため、各費目の詳細な情報

(information)を蒐集して検討した結果、一九三六年の調査

で採用した貧困線が、今回の調査でもごく僅かな修正を除いて

は、そのまま妥當するという結論に達し、一九五〇年における

五人家族の家賃を除いての最低生活費を同年十月の物價で計算

して、總計五ポンド二ペンスという金額を算出したが、その内

譯は次の如くである。因に、一九三六年のラウントリの貧困

線は彼によつて「人間として必要な標準」(Numan Needs of

Labour)と稱せられたが、その内容が極めて劣悪なものであ

ることは、すでに岸本教授によつて指摘されたところである。

飲食費 二ポンド七シリング四ペンス

衣服費 一七九

光熱費 七七

家事上の雑費 六〇

人に關する雑費 一一六

計 五〇二

参考とも挙げれば、一九三六年の最低生活費は家賃をのぞい

て四三シリング六ペンスであつた。

飲食費 二〇シリング六ペンス

衣服費 八〇

光熱費 四四

家事上の雑費 六八

人に關する雑費

計

四三

六

先づ飲食費から検討しよう。

ラウントリのいうところによれば、飲食物の總榮養價には

實質的に影響がない「些細な修正」をほどこした以外は、一九

三六年と同じ内容の飲食物を採用したことになつてゐるが、因

に、一九三六年の飲食費については、一九三三年四月のイギリ

ス醫師會の委員會の勧告にもとづき、アトウオターの標準によ

つて「普通の労働」をなす成年男子労働者が「健康と労働力を

維持するに必要な最低飲食費」を決定し、同時にアトウオター

標準によつて各消費單位をまとめて、夫と妻と二人の子供の最

低の必要飲食費を算出してゐる。

扱て、著者によつて「些細」といわれた修正の内容はどのよ

うなものであつたか。

「精白しない小麦粉の代りに精白小麦粉を代置したが、精

白小麦粉は相當にカロリーの減價が見込まれねばならぬので、

精白しない小麦粉の一六・五ポンドの含むカロリーをとるた

めには精白小麦粉の二三・五ポンドが必要であり、この量を

われわれは飲食の中に加えた。又新鮮なミルクは煉乳にくら

べ、相當にカロリーが減價されるので、脱乳煉乳の一・二罐の

代りに新鮮なミルクの一四罐を代置した。」

これは飲食物の質的向上を示すが、現代のイギリス人の生活

様式からすれば當然のことであつて、むしろ、一九三六年の飲

食費の内容がいかにもじめなものであつたかを知ることが出来る。問題は次にある。

「砂糖は一八オンス飲食物が加えた。その一部は煉乳の中に含まれていたものを補充し、且つ砂糖の總量を完全に割當量まで引上げるためである。同じ理由でベーコンは一・五ポンドに切下げ、チーズは一九三六年に許された一ポンドは現在の割當量を超過しているので、一ポンドから一〇オンスに、食料油は二〇オンスから一〇オンスに切下げ、これを補充するため、一ポンドのマーガリンを加えた」¹⁰⁾

これは明らかに飲食費の内容の質的低下を意味する。「耐乏生活」強制による配給割當量の切下げに最低必要飲食費を照應せしめ、人間の榮養にとつても大切な動物性蛋白質量を切下げるものといわなければならない。カロリーは榮養の量を、蛋白質特に動物性蛋白質は榮養の質を表わし、労働者にとつては一定の熱量と共に一定比率の動物性蛋白質が絶対必要であることは近代の労働科學と榮養學の教えるところである。カロリーだけが問題ならば、労働者は砂糖とマーガリンをなめておればよい。しかしそれでは彼等は健康に生きてゆくことが出来ぬ。何故なら、砂糖やマーガリンには動物性蛋白質が缺けているからである。更に、われわれは動物性食物を食べることが人間の頭腦を發展させ、猿から人間への進化の大きな原因であつたことを知つてゐる。このことを近代生産技術の發展が、より高い労働者の智識水準を要求し、労働の強化がもたらす肉体的

「福祉國家」とイギリス労働者階級の窮乏化

(頭腦的) 消耗が、より品質の高い飲食物を必要ならしめることと思ひ合ふならば、動物性蛋白質の些細な減量も決して「些細ならざる」問題であることを知るのである。しかも動物性蛋白質は、脂肪のみならずビタミンやカルシウムその他の問題を解決する。従つて労働者が健康な肉体と精神を維持するためには蛋白質中の五〇％は動物性蛋白質でなければならぬといわれているが、ラウントリの飲食費の中に含まれている動物性蛋白質量の總蛋白質量に占める割合は約四〇％である。(五人家族の一週間の食事の榮養價において、蛋白質は二六、二〇グラム、動物性蛋白質量は一、〇九二・二グラムである)¹¹⁾

扨て、一九三六年と一九五〇年の飲食物の變化がカロリー數と蛋白質量に與えた結果を表で示せば次の如くである。¹²⁾

(五人家族一週間のもの)

次表を説明してラウントリは「飲食物のカロリーの總數は約八〇、〇〇〇、蛋白質は二、四〇〇グラム以上であるから、飲食物に加減された修正の結果は大したものではない」と結論しているが、これは明かに不當である。重要なことは、單にカロリーや蛋白質の數量ではなく、いかなる食物によつてカロリーと蛋白質特に動物性蛋白質が攝取されているかという質的な問題である。尙この表は蛋白質の減量が僅かに一六・四グラムであることを示しているが、一九三六年からの控除分七九・四グラムは一方的に大人の犧牲の上にかかつてゐることを明かにして

一九三六年の飲食物からの控除 新鮮なミルクによる脱脂煉乳の代置 チーズ、 ベーコン、 焼肉の垂れとシュート、一〇オンス	カロリー (グラム) 三、〇一〇 七〇二 五一六 二、五三〇 六、七五八 七九・四
一九三六年の飲食物への追加 三人の子供の學校給食ミルク マーガリン、 砂糖、 一六オンス 一八オンス	一、一九〇 三、四八八 一、九四四 六、六二二 六三・〇

いる。

かくて、飲食費の内容は一九三六年に比し質的に低下しているのみならず、一九三六年以來の生産技術の發展と労働の強化更に労働者階級の社會的歴史的生活水準の増大を考慮に入れるならば、明かに絶對的に低下していると斷ずることが出来る。

次に衣服費について。

一九三六年の場合と同様の調査方法によつて成年男子、成年女子及び子供の最低必要額を算出している。

成年男子の場合は三二、成年女子と子供の場合は二九の週

六ポンド以下の収入の家庭を直接訪問して得た、補修費と靴の修繕費を含む衣服消費の情報にもとづき、各々の最低必要額と次の如き方法で決定した。即ち、成年女子、子供及成年男子の衣服の消費の間には各家庭において相當に大きな差異があるので、われわれに情報を提供した全家庭の平均消費にもとづいて貧困線と決定することは明かに誤りであり、理論的に余りにも高いという非難を受け得ないような貧困線の決定に努力し、それを、最低の衣服費を消費としている三人の成年女子（子供、成年男子）の平均をとつて、成年女子は週シリング二ペンス、成年男子は六シルーペンズ、子供は五シル六ペンズの最低衣服費を決定した。¹⁴⁾

これは余りに低い最低衣服費であるといわなければならぬ。イギリスの労働者階級も戦争中の消費規正によつて品質の低い代用品（スラング等）の購入しか許されず、更に空襲による焼失や竹の子生活が彼等の衣生活を極めて惨めなものにして來たことは想像に難くない。従つて、戦後の労働者の衣服に對する慾求は、長年壓えつけられて來ただけに極めて激しく、乏しい飲食費をけづつても満足とする、身を切るような切實な慾求となつて現われた。このことが労働者の家庭間に衣服費の甚しい差異を生ぜしめた最も大きな原因であるにかかわらず、著者が「衣服費の差異が一九三六年に比して一九五〇年にかくも大きくなつた原因は、疑いもなく、労働者の家庭が増大した繁榮を享受しており、肉体的な生活必需品の購入に支拂つた後にも各

自の好みに應じて支出出来る充分な貨幣を所持しているからである」¹⁶⁾と看做すのは、労働者の生活實態を無視した謬見であるといわざるを得ない。

かくて、ラウントリの最低衣服費は労働者の生活實感をふみにじつて、最低の飲食費の犠牲を前提として決定されたものであり、一九三六年のそれに比してさえ、戦後の衣料價格の急騰を考慮に入れば、むしろ、絶對的に低下していると思われる。

同じことが光熱費と家庭雑費についてもいわれるが、兩費目については著者の詳しい報告がないので、これは省略しよう。

最後に、人に關する雜費について。

一九五〇年の人に關する雜費は社會文化費を一九三六年のそれと比較して、表を作れば下掲のごとくである。¹⁶⁾

ラウントリはこの表を説明して、「失業、健康保險の支拂いは強制擧出制になつたので、所得税と共に労働者の収入を示す數字としての賃金から除外し、人に關する雜費の費目下には入れなかつた。又健康保險計畫下の法的年金は以前よりも増加したが、依然、就業労働者の普通の収入以下に大きく下廻つてゐるので、病疾クラブへの擧出金の必要を認め、更に埋葬クラブへの擧出金も、今日葬儀は非常に金のかゝる出来事であり、労働者は彼等の死体が相應な尊敬を以て埋葬され得るようにと、大きな犠牲を拂つてゐるという理由で、これも認め、一九三六年と同額の疾病埋葬クラブ擧出金の一

「竊社國家」とイギリス労働者階級の窮乏化

計	一九五〇年		一九三六年	
	六	八	三	四
失業及び健康保險費	—	—	—	—
疾病及埋葬クラブへの擧出金	—	—	—	—
労働組合費	—	—	—	—
仕事場への交通費	—	—	—	—
切手、便箋等家庭にとつて必要なもの	—	—	—	—
日刊新聞	—	—	—	—
ラヂオ	—	—	—	—
其の他、ビール・タバコ・贈物・休暇・書物・等	—	—	—	—

シリングを含めた。労働組合費は六ペンスから九ペンスに引上げられ、職場への交通費はそのまゝにすえ置き、切手、便箋等の費用は二倍にし、日曜新聞の二ペンスを考慮して日刊新聞費は一ペンス加え、最後に「其の他」の項目の費用を二倍にして總計一シル六ペンスを算出した」と述べている。

ここにも社會文化費の實質的切下げを見ることが出来る。公式の統計によつてさえ、物價指數の變動は一九三七年の一〇〇から一九五〇年一〇月(ラウントリの調査の行われた月)の二五七に高騰している一事を以てしても、これは明かであらう。この点は著者も認めて、「其の他」の項目は二倍に引上げたが、この額でさえ一九三六年に三シル四ペンスで購入し得ると同じだけ

19) のものを手に入れることは出来ないといつてゐる程である。又仕事場への交通費にしても、それを一九三六年のままに据え置くことは明かに不當であり、著者も報告しているように、ヨーク市の住宅難(肩居、壁住)の問題を想記すれば、運賃そのものが上らなかつたとしても、より多くの交通費のかかることは認めなければならぬ。かくて、人に關する雜費は他の費目の引上率より甚しく低く、飲食費の約二三〇%、衣服費の約三四〇%、光熱費の約一八〇%、家庭雜費の約三六〇%増に對し、僅かに約一二〇%の引上げに過ぎず、失業、健康保險費を差引いても約一五〇%の増加にすぎない。明かに労働者階級の社會文化實を輕視しているといわざるを得ない。尙、一九三六年以後の社會文化的慾求の著しい増進を思い合せば、一九三六年のそれよりも絶對的に低下していると斷言し得る。この点を一層明確にするため、現在イギリス國民が煙草、賭博、酒、映画等に、いかに多くを支出しているかを具体的にし、その生活様式を明かにすれば、労働者が僅かな氣儘を満すために絶對的必要品を歩らけつらざらを得ないことが、單なる憶測でなく、嚴然たる事實であることを知るであらう。

一九四八年、大英帝國のタバコの總消費量は二一、四〇〇万ポンドで、これは一九三七年の一七%増である。イングラ

への總支出の四倍以上、(イ)衣服に一ポンド支出する毎にタバコに一七シル六ペンス支出していることになる。一六才以上の男子の八一%と女子の四二%は喫煙者である。一九四八年の調査では、一六才以上の人口は三六〇〇万で、タバコの總消費量は上記の二一、四〇〇万ポンドであるから、喫煙者の平均消費量は一年に一〇ポンド、一日約半オンスになり、これは卷煙草にして一二乃至一三本にあたる。……しかもこれの調査が示す事實は、大部分の男子喫煙者は買ふことが出来れば一日平均二〇本は喫いたいと希望している。労働者の例を一つ示さう。週四ポンド一四シリングの収入の農業労働者、彼は一月五〇本欲しいが、二〇本―三〇本で我慢している。彼の煙草代は一週二五シルかかる。……彼の妻は子供の衣服費を稼ぐために洗濯屋で働いている。²⁰⁾

煙草を日に二〇―三〇本喫えば週二五シルかかるのであるから、労働者がイギリス國民の平均消費量の二一―三本を喫うとすれば、最低生活費の中の人に關する雜費の一―シル六ペンスはタバコの煙とともに消えてしまふわけである。これでは労働者の家族の中で一人でも喫煙者が居れば、その家族の最低生活は何くら保障されないといふことになる。何んと良心的な社會文化費であらう!!

次に賭博について。

代表的なものとしてフットボールの賭博をあげれば、一九四八年の九、八三〇、〇〇〇人と一九四九年の一、二五〇、〇〇〇人のトバク關係者の毎年の賭け金は過當り二シル二ペンスである。次表は一九四九年の第一、四半期のフットボール

の賭けに關係した各所得別グループの男女數の比率とその週平均賭け金を示す。²³⁾

	男		女		夫婦	
	關係者 (百分比)	賭け金 (シルベンス)	關係者 (百分比)	賭け金 (シルベンス)	關係者 (百分比)	賭け金 (シルベンス)
上位の中産階級	二二・五	七・七	八・六	二・一	一五・一	六・〇
中産階級	三四・五	四・六	一四・四	二・〇	一三・七	三・八
下位の中産階級	四二・八	四・〇	一七・〇	二・〇	二八・九	三・三
労働者階級	五三・三	三・七	二〇・三	二・〇	二七・三	三・一
國民全体	四九・五	三一・〇	一八・八	二・〇	二三・二	三・二

この表は他のいかなる階級よりも労働者階級の賭けをする者の比率の多いことを示すと共に、それだけ、賭け遊びは労働者の生活から切り離すことの出来ないものになっていることを示す。

其他、酒、映画等についても同様のことが指摘されるが、こゝでは割愛しよう。

以上、一九五〇年の調査に採用されたラウントリの最低生活費の内容を、一九三六年のそれと比較して検討したが、ここで明瞭になったことは、最低生活費そのものが絶對的に切下げられているということである。一九三六年の四三シルベンスから一九五〇年の一〇〇シルベンスへの上昇も二三・〇%、物價の騰貴二五七%にすら追付いていない。かくて、ラウン

トリは一九三六年の最低生活費の決定に當り、一八九九年の最低生活費は「生活というより單なる生存のための水準」というにふさわしい飢餓的水準であつたという理由で之を放棄し、「人間としての必要な標準」と名付けた新しい最低生活費を決定し、貧困線の決定において一應の前進を示した。²⁴⁾従つて、一九五〇年の貧困線の決定に當つては、當然、一九三六年以來の社會的生活水準の増進と特に戰爭中の生活破壊と戦後の解放された労働者の生活慾求の高まりを考慮した、現實に妥當な貧困線を決定すべきであるにかかわらず、逆に貧困線の絶對的切下げを行つてゐるということは、一体何を意味するものであらうか。それはラウントリが戦後、國家獨占資本再編強化による労働者階級の窮乏化の深化の事實を欺瞞し、國家の耐乏政策に照應すべく、より低い貧困線を積極的に決定したものであるということである。このことは一九五〇年の調査の目的が「福祉國家」に積極的意義を與えようとする点にあることからも明瞭なことである。ここに貧困線の決定の問題と必要以上に詳しく論述したのも、まさに、この点を指摘したかつたために外ならない。

(2) 貧困者數と貧困の原因

以上の如くして決定された貧困線を以て、ラウントリは貧

困線にも満たない収入で生活している労働者数及び家族数を算出した。この場合、家族の収入については、父母の収入以外に欠の如き多くの項目を擧げている。²⁵⁾

働きに出ている子供と下宿の支拂い食費と部屋代。

退職年金、寡婦年金、産業年金、戦争年金、家族手当金、
 老令者に對する又必要な場合に補助年金として扶助委員會か
 ら支給される下附金、失業或は疾病の場合に國民保險基金か
 らの支給金。

配分地 (allotment) で作った野菜の純價值

學校での無料ミルクと給食の價值^{〇27)}
就勞年令以下の幼児への割引ミルクの價值

次に、このようにして得られた家族の全収入から家賃と税金を控除し、残余の収入を當該家族の貧困線と比較することが必要である。先に決定された貧困線五ポンド二ペンスは夫婦と子供三人によつて構成された家族のそれであるから、異つた構成の家族の家族に應ずる貧困線を設定し、次の如く算出した。

[illegible]

以上の基準により収入別に勞働者を五つのクラスに別けてい²⁹⁾る。尚、この際、家事使用人と國民醫療サービス法式は國民扶助法によつて、病院その他の場所で保護を受けている者は除外されている。

外されている。

EDCB A
ク
ラ
ス

二四三〇七
六三三〇七
シシシシ
ルルル一
ととと〇
それ四〇
以上三シ
下三ル
以以
下下

收のては夫
入そい種婦
れに々子
に族族
總の成
した合
三人或

かくて、一九五〇年における所得別労働者數を一九三六年の

それと比較して表を作れば次頁第1表の如し。

更に、著者は個々人に基いてでなく、家族に基いて分類すれば、各クラスへの労働者階級人口の配分は可成り異なる結果になり、「その稼ぎの一部のみを家族の収入につぎ込んでゐる。働いている息子や娘の場合のように、個々の家族の構成員は貧困でなくとも、家族は貧困であるということがありうるが、個々人を基礎として計算した場合、このような家族の構成員は不可避免的に且つ不當に貧困者として計算される。又、家族基準による統計は、獨りで生活して、貧困者の大部分を形成する老令者のある境遇に適當に配慮を與える」⁴¹⁾から、家族基準による區分の方が⁴²⁾ある程度事態をより正確に示すものとして、次の如き(第2表)を作つてゐる。

表 1 表

クラス	1950			1936		
	人 数	労働者階級人口に占める 百分比	総人口に 占める 百分比	人 数	労働者階級人口に占める 百分比	総人口に 占める 百分比
A	234	0.37	0.23	7,837	14.2	8.1
B	1,512	2.40	1.43	9,348	16.9	9.6
C	12,096	19.23	11.48	10,433	18.9	10.8
D	12,429	19.76	11.90	7,684	13.9	8.0
E	36,589	58.24	34.98	19,904	36.1	20.5
F	41,744	—	39.98	41,774	—	43.0
	104,600	100.00	100.00	196,980	100.0	100.0

註 Fクラスは、家事使用人、国民医療サービス法或は国民扶助法
によつて病院その他の場所で保護を受けている人を含む労働者
以外の人口を示す。

「福祉國家」とイギリス労働者階級の窮乏化

第七十一卷

四三五

第六號

六一

貧困の原因	家 族 数			
	A クラス	B クラス	AとB クラスの 合計	百分比
疾 病	36	144	180	21.3
老 令	36	540	576	68.1
主な賃金稼得者の死亡	9	45	54	6.3
多子家族	—	27	27	3.2
低賃金	—	9	9	1.1

第 2 表

クラス	家族数	百分比
A	81	0.41
B	765	4.23
C	3,510	19.40
D	3,141	17.38
E	10,602	58.58

かくして、ヨーク市の人口は約八、〇〇〇人増加しているに拘らず、一九三六年と一九五〇年では貧困者数は三一・一%から二・七%と著しく低下し、貧困家族は僅かに八四六に置けないということが示された。

次に、ラウントリは貧困家族の境遇を調査し、貧困の原因を調査し、八四六家族を貧困の原因別に区分した表を掲げ、これを説明して次の如くいつている。「上記の表が示す驚くべき事實は、疾病による貧困に分類される多くの家族の中には、その主要な賃金稼得者が病氣のために永

久に働くことが出来ぬ状態にあることを示しているが、一方、働きうる肉体を持つ賃金稼得者の失業による貧困家族が一つもないということである」³⁴⁾と。更に一、九三六年と一九五〇年における貧困の原因による労働者家族数を比較すれば左の表の如し³⁵⁾。

著者の調査はかくしてその目的を果し得た。即ち、完全雇用政策と社会保障制度を根幹とする諸々の社会福祉方策は労働者階級の窮乏化を阻止し、労働者の幸福を増進し得たと。著者は誇らしげにいう。

貧 困 の 原 因	貧困家族の百分比	
	1936	1950
主な賃金稼得者の失業	28.6	0
规律的に労働している労働者の不當な賃金	32.8	1.0
他の労働者の不當な賃金	9.5	0
老 令	14.7	68.1
主 な 賃 金 稼 得 者 の 死 亡	7.8	6.4
病 氣	4.1	21.3
其 の 他	2.5	3.2

「貧困者の労働者階級人口に占める比率は一九三六年と一九五〇年では三一・一%から二・七七%に著しく減少し、貧困者数も一七、一八五人から一、七四六人に減つた。更に貧困の原因から失業と不當な低賃金が消滅した。これは

明かに非常に満足すべき事柄である。」³⁶⁾
しかし、われわれは手放しにこの結論を認めるわけにはいかない。結論を急ぐ必要はない。唯こゝで指摘し得ることは次の諸点である。

(i) 貧困線が絶對的に切下げられているのだから、AとBクラスの労働者の生活水準は一九三六年のそれよりも絶對的に低く、Bクラスの相當な部分は本来Bクラスに含まるべきものであること。従つて、これと関連してCクラスの労働者の生活水準を検討しなければならぬこと。

(ii) 労働者階級の中から家事用人及び國民醫療サービス法並に國民扶助法によつて病院其の他の場所で保護を受けている人を除外することは不當であること。この点については著者は充分な理由を擧げていないが、若しも單に、外見上、衣食住の保障が國家によつて一應確保されているといふ理由でかかる措置がなされたのであれば、それに對しては、いかなる生活内容において保障されているかを究明することが重要なのであつて、内容の如何によつては、彼等も又貧困線以下に陥ることもあるといふことを強調すれば充分であらう。

(iii) 貧困の原因の中、老令の占める率が高く、失業が消滅したといふことは、社会保障制度の内容の貧弱さを如實に示すものであること。老令の貧困者の多いといふことは、社会保障制度下に支給される老令年金、補助年金が老令者の最低生活すら保障するものでないことを示し、失業による貧困者の消滅は、「働く意欲があるかわからず失業している男子の家族扶養者は、彼等が失業保険の支給より他の収入源泉をもつて

いるので、殆んどがCかDクラスにある。國民保險法のもとに

支拂われる年金は、他の福祉方策を考慮しても貧困線以上に家族を維持することは出来ぬ。³⁷⁾「というラウントリの敘述からも明かなごとく、失業者は保険給付に彼自身又はその家族の何らかの収入を加えることによつて、漸く貧困線以上を維持しているということの意味している。(この点については後述) 扱て、次に、貧困者のより正確な數字を出すためにCクラスの労働者の生活水準を検討しよう。

Cクラスの4区分	1950		1936
	家族數	百分比	百分比
C ₁	1,395	39.7	28.2
C ₂	711	20.3	25.5
C ₃	744	21.3	23.4
C ₄	657	18.7	22.9

Cクラスの労働者の所得は家賃を引いて五ポンド二ペンスから六ポンド三シリング一ペンスの間である。更に、五シリング九ペンスの差異を以つてCクラスを四つのグループに細分し、三、五一〇家族を區分すれば上の表の如し。³⁸⁾

この表は次のことを示す。貧困線より五シル九ペンスしか高くないC₁と一シル六ペンスしか高くないC₂のグループの家族が、彼等が全収入を絶対的必要に集中するものでなければ、直にAかBクラスに轉落すること。しかも、イギリスの労働者に對し、全収入を絶対的必要に集中させることが不可能だとすれば、(既述) 僅かな氣儘を満足させることによつて、彼等も

又、實際に貧困以下に陥つているのである。これはCクラス全体の運命であり、更に、DとKFクラスの可成りの部分の運命でもある。³⁹⁾

ここで、Cクラス以上の家族の貧困線以下への轉落を支えている主婦の労働について、一言しよう。

ラウントリの指摘するところによれば、一九三六年のヨーク市の調査の時は、寡婦未婚婦人の夫と同居している妻以外に職場で働いている婦人は非常に少く、夫の収入と補充するために働いている婦人の數は微々たるものであつた。⁴⁰⁾一九三六年以後、事情は悪化し、夫が完全就業してゐてさえ、多くの婦人が職場に進出するようになった。一九五〇年の調査の示すところでは、男子が完全就業している一二、七〇八家族(ヨーク市の全労働者階級家族は一八、〇九九)の中一、二七八家族は主婦も完全又は部分就業者であつた。五クラスAからEの間への働く主婦の配分を示せば次頁表の如し。⁴¹⁾

Cクラスの一六二六家族の中、二七七家族が貧困から脱しているのは、妻の収入によるといふ事實は意義あることである。若し主婦が働かなければ彼女の家はAクラスに陥ることであらう。同様にDクラス中完全就業している一八八人の主婦は、彼女の家族を貧困以上に維持する責任を持つてゐる。彼女が働かなければその家族はBクラスに落ちる。更にDクラスの二七七家族は主婦の部分就業がなければBクラスに轉落するであらう。一方、Eクラスの一、〇八九人の働く主婦の中、四五五人の主婦が貧困以上に家族を支え、Eクラスの七二九に過ぎる

クラス	世帯主としての 被傭男子家族数	就業している妻の数	
		完全就業	部分就業
A	27	—	9
B	54	—	18
C	1,341	—	36
D	2,001	18	103
E	9,285	171	918

家族の場合のみ、主婦の収入がなくしEクラスに止ることが出来る。

かして一般にヨーク市の労働者階級の中、若し就業している主人を持つた家庭の主婦が働きに出ないとするれば、一七以上の家族が貧困に落ち込み、その中三六家族はAクラス、八一家族はBクラスに入ることになる。

何故に主婦が働きに出ているのかという理由を調査して、ラウントリイは次の如く指摘している即ち、一七一人の主婦は家具其他の

家庭備品を購入するため、二七人は子供の教育、一八人は（その大部分は老練な看護婦）は義務感から、四四一人は家計のやりくりのため、三五一人は贅澤品を購入するため、二七〇人は家庭で終日料理するよりも外に出て他の人々と會う方が楽しいからとなつてゐる。主婦の中四四一人が家計のやりくりのために職場に出ているということは、夫の賃金だけでは最低生活すら保障されない相當の家族が存在するということを示しているが、労働力の價值の分割に伴う賃金の低下を知るべきである。

かくて、Cクラスの裕福でない家族（C₁とC₂グループ）を貧困家族に加えるならば、貧困家族の全労働者階級家族に對する能率は、一九三六年の四〇%一九五〇年の一六・二七%に減少したことになるが、しかし、ここでわれわれは更めて、一九五〇年の貧困線が絶對的に切下げられて、いることに注意しよう。従つて、若しもラウントリイがイギリスの傳統的な生活様式にもとづき、その時の客觀的條件に照應した貧困線を決定していたならば、全労働者階級家族の七・六%を占めるCクラスの上位の大部分とD、Eクラスの可成りの部分も又、貧困者の中に算入しなければならなかつたであらう。更に、彼が調査の對象から除外した家事使用人、其の他の人々をも考慮するならば、おそらく、ヨーク市における一九五〇年の貧困家族数は一六・二七%を相當に上廻つていたであらうことは疑問の余地がない。

註(1) 岸本英太郎「イギリス労働者階級窮乏化の一斷面」經濟論叢 第六八卷 六号、八一—九項、參照

(2) 前掲書 九一頁

(3) B. Seebohm Rowntree and G. R. Lavers, *Poverty and the Welfare State*, 1951.

本書の内容目次は次の通りである。

第一章 調査の目的と方法 第二章 貧困線の決定は第三章貧困組の数、第四章 福祉法によつて貧困はどの程度減少したか、第五章 諸々の失業結果 第六章 失業年金、第

七章 働く婦人、第八章 最低限以下の生活、第九章 最低限以上の生活、第十章 住宅、第十一章 就學兒童の身重と体重。

(4) ヨーク市の人口は一九四九年で一〇四、六〇〇人であつた。

主な産業は鐵道とココア、チョコレート及一般菓子製造所、前者の雇傭数は八、一〇〇人（一九三六年には七、八〇〇人）後者は一九三六年の約一〇、〇〇〇人と略同数、これら労働者の中約四、四〇〇が男子労働者である。

ココアと菓子製造産業の最低賃金は賃金委員会によつて決められているが、その中、ヨーク市の二つの重要な會社は合同産業委員会によつて會社との協定賃金が支拂われている。これは賃金委員会の賃金より高い。一九五〇年の最低賃金率は成年男子は週一〇〇シ、成年女子は六九シ、大部分の労働者は出來高拂い、出來高拂いの労働者の平均収入は成年男子は一二五シ、成年女子は八六シ三ペンスを下らない。

二つの主な會社労働者は週四四時間である。

鐵道の平均収入はその従事する仕事の種類によつて異なるが成年男子に支拂われる最低でさえ、彼を貧困線以上に維持せしめるに充分である。

高い熟練と高い賃金を受けている多くの労働者を雇つてゐる大産業もいかに、賃金が側外的に低いような多くの産業（時たま孤立した小經營はある）もなし、(ibid. pp. 3-4)

(5) B. S. Rowntree and G. R. Lavers, *ibid.*, p. 24

(6) 岸本英太郎 前掲 六九—七四頁參照

(7) B. S. Rowntree, *Poverty and Progress*, p. 28

(8) B. S. Rowntree and G. R. Lavers, *ibid.*, p. 9

「福祉國家」とイギリス労働者階級の窮乏化

(9) *ibid.*, p. 9 (10) *ibid.*, pp. 96-97
(11) *ibid.*, p. 10 (12) *ibid.*, pp. 14-15
(13) *ibid.*, p. 17 (14) *ibid.*, pp. 22-23 (15) *ibid.*, p. 28
(16) 世界經濟年報一九五一年 特集号に記載をなしている世界主要國實物價指數表を參照、

(17) Rowntree and Lavers, *ibid.*, p. 28

(18) Rowntree and Lavers, *English Life and Leisure*, 1951, p. 199

(19) *ibid.*, p. 200 (20) *ibid.*, p. 221 (21) *ibid.*, p. 186

(22) *ibid.*, p. 232

(23) Rowntree and Lavers, *Poverty and Progress*, p. 26

(24) 多數の男女労働者との會合で検討し、全部の野菜を家庭で作つてゐる場合は週七シ六ペンス、大抵の又は若干の野菜を作つてゐる場合はそれぞれ五シと六ペンスと算出している。

(25) 就學時代の各週五日間、一ヶ月當り片廬のミルクを基準として、無料ミルクの價値を一人の兒童につき週九ペンスと計算し、學校給食は普通、食事が無料の場合は週一シルーペンと評價している。

(26) Rowntree and Lavers, *Poverty and the Welfare State*, pp. 28-29

(27) *ibid.*, p. 29 (28) *ibid.*, pp. 30-31 (29) *ibid.*, pp. 33-34

(30) *ibid.*, p. 34 (31) *ibid.*, pp. 34-35

(32) *ibid.*, p. 35 (33) *ibid.*, p. 66 (34) *ibid.*, p. 66

(35) *ibid.*, p. 68 (36) *ibid.*, pp. 56-57

夫が週六ポンド一ハシを稼ぎ、しかも子供も扶養しなければならぬ身寄りも持たぬ婦人（Eクラスに属す）は調査員に

次の如く答えている。「私達夫婦が煙草を止めたとしても、お金を充分持つことは出来ない。」

又、夫がハボンドニシル六ペンスを稼ぎ、二人の成人した子供が各々一ポンドを家庭につき込み、扶養すべき子供も身寄もない婦人は「現在の物價では私も間もなく働かねばならなくなるだらう。私達はいつもお金を木曜日までに使ひ盡してしまふのが普通です」と答えている。

(40) *ibid.* p. 54

(41) 次の三つの点を擧げている。

第一に、實質的に失業者がなくなつたこと。

第二に、衣服費は家庭雑費の價格の高騰が商品の品質の低下と相俟つて、家計は非常に金のかゝることになつたこと、第三は未だ經驗しなかつたような幸運に労働者階級が居かれていますので、以前は全く手のとどかないものとして、考えもしなかつた品物に對する慾望が生じたこと。(ibid. p. 54)

(42) *ibid.* p. 55 (43) *ibid.* p. 56 (44) *ibid.* p. 56

三 結語——社會保障制度と

労働者階級の窮乏化の深化

一九五〇年の調査によつて、貧困の減少を實證したラウントリは、更に、一九三六年以來、實施されてきた社會政策的諸方策の個々について、それが實施されていなかつたと假定した場合に生ずべき貧困家族数を算出し、これを一九五〇年のそれと比較することによつて、「福祉國家」における社會保障制度が労働者階級を貧困から解放し、その幸福を増進せしめたこと

を一層強調せんとしている。

勿論、社會保障制度が貧困数にある程度、減少せしめた事實は認めなければならぬが、それが直に、貧困からの解放を意味するものでなく、全労働者階級の生活水準の向上をすら意味してはいない。何故ならば、ラウントリの貧困線以下の、被救恤的貧民たる労働者の減少と同時に、労働者階級全体の生活水準の絶對的低下が進行するということもあり得るからである。

第二次大戰後、資本主義の一般的危機の一層の深化が労働者階級の窮乏化と階級斗争を激化せしめ、革命をそらすために、國家をして、労働者を一定水準の「國民的最低限」の生活まで引上げ、或はそれへの低下を防止し、これを國民の「權利」として保障するといわれる社會保障制度を實施せしめたが、これはビダリツダの構想にもとづき、社會保険を中軸とし、これに社會事業を配し、その對象も國民大衆一般にまで擴張された、從來の領域をこえた社會政策の最終形態であつた。

しかし乍ら、「國民的最低限」生活を保障する方法が、「所得の再分配」といふ美名の下に、實は、何んら資本家階級の負担においてでなく、労働者階級内の「所得の再分配」という、労働階級の一方的犠牲の上に置かれ、「年とるにつれて増大する疾病の費用と退職手當を引出すための予備金を蓄積するために、若い健康な人々に重い負担を負わせる。」ものであつたが故に、それは本來、社會政策の轉落形態への必然性を内包するも

のであつた。

かくして、ファシズム打倒の第二次大戦中、「國民的最低限の保障の基本理念にもとづいて構想された社會保障制度も、労働者階級に革命的脅威のないことを覺るや、國家獨占資本の攻撃の武器に轉化し、「福祉國家」の名のもとに「國家と個人との協力」を強制し、更に、労働階級の連帶感を利用することによつて、最低生活以上の労働者の生活水準を切下げることによつて、被救恤的労働者の生活水準を最低生活の水準まで引上げ、かくして、労働者階級全体を最低生活水準の周邊に縛り付け、固定化せしめる労働力搾取の欺瞞的手段になり下つた。

しかも、國家獨占資本の完全な立直りは、最早や、このような欺瞞的ツェールすら必要としなくなつた。

一九五一年、労働黨内閣は三ヶ年四七億ポンドの再軍備計画を決定し、四月一〇日、インフレの耐乏予算案が公表された。そこには前年度の九三、九〇〇万ポンドを上廻る一四九、〇〇〇万ポンドの第一年度軍事費が計上されており、この膨大な軍事予算の財源を増税と社會保障費の削減に求めていることが示された。物價の急騰にも拘らず、社會保障費の増加は僅かに五〇〇〇万ポンドに過ぎず、國民醫療費の大巾の削減は義齒、眼鏡の費用の半分を患者に負擔せしめるに至つた。

一方、再軍備計画の進行はイギリスの獨占資本に巨額の利潤をもたらした。公表された資料によれば、イギリスの生産會社

一、三〇〇の利潤は本年の最初の五ヶ月内に、昨年同期の五八、七〇〇万ポンドに對して七〇、〇〇〇万ポンド以上に増加し、イギリス法人の總収入は年未までに昨年の約五〇%を上廻るであらうといわれる程であつた。

これに反して、労働者階級の生活水準は増々低下した。増税物價騰貴、労働強化は労働者の實質賃金を切下げたが、これを戦前の一九三八年と比較すれば、次頁の如き、指數を示す。この表で示されている、生活水準の戦前の三分の一低下には、社會保障費の削減が考慮されていないことを思い、労働者階級の絶對的窮乏化を知るべきである。

	1938	1951
金	100	196
除税	100	197
直接税	100	207
計	100	81
賃	100	115
同	100	70
生		
賃		
實		
勞		
勞		
賃		
賃		

成立した。

一九五二年一月二十七日、再軍備政策強行のためのバトル

蔵相の「國民耐乏計画」聲明以後、イギリス經濟は對米依存を増々強めると共に、「賃金釘付政策」の強化、増税、社會保障費の削減（國民醫療サービス法を改悪し、患者は處方箋代としてシールを賣出し、支拂い能力あるものは藥料治療、助産婦その他に對しての支拂いを行わねばならない）、食料補給金の大幅の削減と食料價格の高騰、住宅政策の後退等々による労働者階級の生活水準の切下げが行われ、更に、再軍備政策の下での恐慌の深まりは、民需部門の労働者を増々街頭に投げ出し、失業者の増大は就業労働者の労働強化をもたらすことによつて、労働者階級の絶對的窮乏化を一層押進めている。

これに對し、イギリスの労働者階級は、社會サービス費削減の撤回、食料補給金の復活、賃上げと失業手當、養老年金の引上等々の要求を高く掲げながら、かつて労働党内閣を倒したあの偉大な力を結集し、アメリカへの隷従と戦争への道を脱して平和と獨立を勝ち取るため、國家獨占資本に對する根強い斗争を展開している。

註(1) 岸本英太郎著 社會政策論 五五頁

(2) *Social Insurance and Allied Services, Report by Sir William Beveridge*, 1942, p. 167.

(3) Sidney and Beatrice Webb, *Soviet Communism, a New civilization*, 1937, Vol. II, p. 863.

(4) 世界經濟年報 一九五一年 第一号 七九—八〇頁
(5) 勞働調査月報 一九五一年 一一月号 四八頁

(6) 世界週報 一九五二年七月 一一月号 一八頁
(7) 世界經濟年報 一九五二年 第二号 八八頁

一九五二・一二・二四

執筆者紹介

岸 本 英 太 郎	京 都 大 學 助 教 授
前 川 嘉 一	〃 講 師
向 井 喜 典	〃 大 學 院 研 究 生
星 島 一 夫	愛 媛 大 學 講 師
人 見 嗣 郎	京 都 大 學 大 學 院 生